

第4章 秋田県消防防災ヘリコプター

秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この要綱は、秋田県航空消防防災体制整備要綱に基づき、秋田県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）の運用管理に関し必要な事項を定め、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運用管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機等
航空機、航空機用装備品、航空消防活動用装備品等をいう。
- (2) 航空消防活動
航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防ぎょ活動、災害応急対策活動、その他の航空消防活動に関する業務をいう。
- (3) 自隊訓練
航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、航空隊が独自で行う訓練をいう。
- (4) 運用計画
航空隊の航空消防活動、訓練等の運営を適正かつ円滑に行うため定める計画をいう。
- (5) 運航計画
航空機を効率的に運航するため、航空消防活動、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 航空隊の任務

（隊長の任務）

第4条 消防防災航空隊長（以下「隊長」という。）は、航空隊全般の運営に当たるものとし、小隊長、副小隊長及び隊員を指揮監督して、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（小隊長の任務）

第5条 小隊長は、隊長を補佐し、副小隊長及び隊員を指揮監督して航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

2 救助小隊長及び飛行小隊長は、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行のため相互に連携しなければならない。

（副小隊長の任務）

第6条 副小隊長は、小隊長を補佐し、隊員を指揮監督して航空消防活動の万全を期さなければならない。

（隊員の任務）

第7条 隊員は、隊長、小隊長及び副小隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した航空消防活動に努めなければならない。

2 隊員は、航空消防活動の遂行に当たっては、十分な安全を確保するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

（代 行）

第7条の2 隊長が不在のとき又は欠けたとき（以下「不在のとき」という。）は飛行小隊長が、飛行小隊長が不在のときは救助小隊長が、その職務を代行する。

第3章 運用管理

（総括責任者）

第8条 航空機の運用管理の総括は、危機管理監（以下「総括責任者」という。）が行う。

2 総括責任者が不在のときは副危機管理監が、その職務を代行する。

（運用責任者）

第9条 航空隊の指揮監督及び航空機の運用管理に関する事務は、総合防災課消防保安室長（以下「運用責任者」という。）が所掌する。

2 運用責任者が不在のときは防災監が、防災監が不在のときは総合防災課消防保安室消防保安チーム・チームリーダーが、その職務を代行する。

（運航責任者）

第10条 航空機を運航する場合における、出発の承認、運航目的及び任務等の明示、搭乗する航空隊員の指定、並びに航空消防活動中止の指示等に関する事務は、隊長（以下「運航責任者」という。）が所掌する。

（航空消防活動指揮者）

第11条 航空消防活動に関する指揮者は、救助小隊長を充てる。

2 救助小隊長が搭乗しないときは、救助小隊長が指名する者を航空消防活動指揮者とする。

（運航指揮者）

第12条 航空機の飛行に関する運航指揮者は、飛行小隊長を充てる。

2 運航指揮者は、航空機の飛行について責任を負うとともに、隊員及び搭乗者に対して航空機の飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 隊員及び搭乗者は、前項の指示に従い安全運航の万全を期さなければならない。

4 飛行小隊長が搭乗しないときは、飛行小隊長が指名する者を運航指揮者とする。

（運用計画）

第13条 隊長は、航空消防活動、訓練等を適正かつ円滑に行うため、運用責任者の承諾を得て、航空隊の運用計画を定めなければならない。

（運航計画等）

第14条 飛行小隊長は、運用計画に基づいて、年間運航計画、月間運航計画及び週間運航計画を作成するものとする。

（運航基準）

第15条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

(2) 救助活動

- ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助
- イ 高層建築物火災における救助
- ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
- エ 高速道路等での事故等における救助

(3) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

(4) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握、情報収集
- イ 大規模事故等の状況把握、情報収集
- ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

- (5) 広域航空消防防災応援に関する活動
 - (6) 災害予防対策活動
 - ア 災害危険箇所等の調査
 - イ 各種防災訓練等への参加
 - ウ 住民への災害予防の広報
 - (7) 自隊訓練のための活動
 - (8) その他運用責任者が必要と認める活動
- 2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、日の出から日の入りまでとする。ただし、第1項第1号ウに規定する転院搬送のための緊急運航は、別に定めるところにより、積雪期を除き夜間に行うことができるものとする。
- 4 運用責任者が特に必要と認める場合は、前2項の規定によらないことができるものとする。

（通常運航）

第16条 前条第1項第6号から第8号までに規定する運航（以下「通常運航」という。）は、第14条に規定する運航計画に基づき出動するものとする。

（緊急運航）

第17条 緊急運航は、次の要請等に基づき出動するものとする。

- (1) 第15条第1項第1号から第4号までに規定する活動で、市町村又は消防事務を所管する事務組合の長から要請があった場合
 - (2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定又は消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定に基づく要請があった場合
 - (3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく消防庁長官の措置要求があった場合
 - (4) 秋田県地域防災計画に基づく活動の場合
 - (5) その他運用責任者が特に必要と認めた場合
- 2 緊急運航は、通常運航に優先する。
- 3 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運用責任者は直ちに緊急運航に移行する旨を隊長に連絡し、隊長は運航指揮者に指示しなければならない。
- 4 緊急運航の要請があった場合には、運用責任者は総括責任者にその内容等を報告しなければならない。
- 5 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第18条 航空消防活動指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第1号）を作成し、速やかに隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。

（情報連絡及び報告）

- 第19条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。
- 2 運航指揮者は航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等についての飛行報告書（様式第2号）を作成し、隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場等）

- 第20条 運用責任者は、市町村等と協議し、航空消防活動を円滑に遂行するため、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場の確保に努めなければならない。
- 2 運用責任者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 安全管理等

（安全管理）

- 第21条 総括責任者は、航空関係法令等の定めるところにより、航空事故防止対策を講じ航空消防活動の適正な執行体制を確立するとともに、安全管理の適正を期さなければならない。
- 2 運用責任者は、航空消防活動の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対

策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

（隊長等の責務）

第22条 隊長は、航空消防活動の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

2 救助小隊長は、航空消防活動を遂行するため隊員に対して安全教育を実施し、安全対策を講じなければならない。

3 飛行小隊長は、航空業務を遂行するため隊員に対して安全教育を実施し、安全対策を講じなければならない。

4 運航安全管理者は、航空消防活動の効果的かつ安全な遂行のため、運航安全管理及び運航事務管理について隊長を補佐するとともに、救助小隊長及び飛行小隊長を支援しなければならない。

（緊急運航時の安全対策）

第23条 第17条第1項第1号に基づく出動要請による航空消防活動の遂行に当たっては、要請市町村の指揮者、航空消防活動指揮者及び運航指揮者は密接な連携を図り、安全確保に万全を期さなければならない。

（捜索及び救難体制の確立）

第24条 総括責任者は、航空事故が発生するおそれ、若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制、及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第25条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変化により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に万全の措置を講じ、その状況を運用責任者及び最寄りの航空局出先機関に、直ちに報告しなければならない。

2 運用責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括責任者に報告しなければならない。

（事故報告）

第26条 総括責任者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第5章 教育訓練

（航空隊員等の教育訓練）

第27条 総括責任者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運用責任者は、消防防災業務を効果的かつ安全に行うため、自隊訓練のほか、市町村及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

第6章 雑 則

（記 録）

第28条 隊長は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空消防活動に関する記録を整理しておかななければならない。

（その他）

第29条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成16年4月26日より施行する。

附 則 この要綱は、平成16年11月17日より施行する。

附 則 この要綱は、平成17年5月9日より施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

様式第1号（第18条関係）

令和 年 月 日

運用責任者
消防保安室長 様

航空消防活動指揮者

緊急運航報告書

		要請機関名及び		消防本部	
災害種別	救助活動（山岳救助）		連絡先職氏名		
発生日時	令和 年 月 日（ ） 時 分頃				
発生場所 及び目標					
要請方法及 び要請日時					
要 請 者				受信者	
現地の気象	視程 風速	km m/s	天候 気温	曇 ℃	雲量 / （高 m）風向 （ 注意報 ）
燃 料 補 給 場 所					
燃料補給場所への到着時刻	時	分	燃 料 補 給 量	ℓ	
運航指揮者及び隊員名	飛行小隊				
	救助小隊				
活 動 年 月 日	令和 年 月 日				
活 動 時 間					
出 動 時 刻	時	分	出 動～現地到着	時間 分	
現 地 到 着 時 刻	時	分	現地到着～業務開始	時間 分	
業 務 開 始 時 刻	時	分	業務開始～業務終了	時間 分	
業 務 終 了 時 刻	時	分	業務終了～現地出発	時間 分	
現 地 出 発 時 刻	時	分	現地出発～ 収容先(引継場所)到着	時間 分	
収容先(引継場所)到着時刻	時	分	収容先(引継場所)到着 ～ 収容先(引継場所)出発	時間 分	
収容先(引継場所)出発時刻	時	分	収容先(引継場所)出発 ～帰 隊	時間 分	
帰 隊 時 刻	時	分	出 動～帰 隊	時間 分	
消 火	回 ℓ		資機材搬送	回 kg	
救 助	回 人		情 報 収 集	回	
救 急	回 人		調 査	回	
そ の 他	回 人		行 政 支 援	回	

災害概要 （傷病者の状況）	（発生場所） （事故概要） （傷病者） 氏 名： 年 月 日生（ 歳） 生年月日： 年 月 日生（ 歳） 性 別： （バイタル及び主訴） 意識レベル： JCS 脈 拍 数： 回/分 呼 吸 数： 回/分 体温（腋窩）： ℃ 所 見：
活動内容	（1）到着時の状況 （2）状況判断 （3）活動方針 （4）活動内容等
特記事項	

様式第 2 号（第 1 9 条関係）

飛 行 報 告 書

（宛先）運用責任者

総合防災課消防保安室長

運航指揮者

年 月 日	令和 年 月 日（ ） 天候（ ）				
任 務					
飛 行 経 路					
運 航 指 揮 者					
出 動 隊 員	操 縦 士		救 助 隊 員		
	操 縦 士		救 助 隊 員		
	整 備 士		救 助 隊 員		
	整 備 士		救 助 隊 員		
	整 備 士		救 助 隊 員		
	救 助 隊 員		救 助 隊 員		
飛 行 時 間	出 発 時 間	時 分	実 飛 行 時 間	時 分	
	到 着 時 間	時 分	使 用 燃 料	ℓ	
搭 乗 者 及 び 搭 載 物 資	搭 乗 者		搭 載 物 資		
	氏 名	飛行時間	品 名	個 数	重 量
		時間 分			kg
		時間 分			kg
		時間 分			kg
		時間 分			kg
		時間 分			kg
		時間 分			kg
参 考 事 項					

秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣 旨）

第1 この要領は、秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第5項の規定に基づき、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領及び秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取り扱い要領の定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第3 緊急運航は、原則として、要綱第15条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航するものとする。

（1）公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

（2）緊急性

緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。

（3）非代替性

既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等航空機以外に適切な手段がないこと。

（緊急運航の要請基準）

第4 緊急運航は、第3の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

（1）救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

（2）救助活動

ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

（3）火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送

交通遠隔地の火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(6) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

（緊急運航の要請）

第5 緊急運航の要請は、要綱に基づき、災害が発生した市町村及び消防事務を所管する事務組合（以下「市町村等」という。）の長が消防防災航空隊に対して電話等により速報後、秋田県消防防災航空隊出動要請書（様式第1号）により行うものとする。

（緊急運航の承認）

第6 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況又は現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否について意見を付し、速やかに運用責任者に報告し、その承諾を経て出動を承認するものとする。

2 運用責任者は前項の報告を受けたときは、直ちに承諾の可否について判断し、隊長に必要な指示をするものとする。

3 隊長は、市町村等の長に出動の可否について回答しなければならない。

4 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

（受入れ体制）

第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火用資材、水利の確保

(4) その他必要な事項

（報告等）

第8 航空消防活動指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、緊急活動速報（様式第2号）により、速やかに隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに隊長に報告するものとする。

附 則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

様式第1号（第5関係）

秋田県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話

航空隊受信時間	時 分	Fax Mail
1 要 請 機 関 名	電話 発信者	
2 災 害 種 別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他	
3 要 請 内 容	救急(一般・転院) 救助(捜索・水難・山岳・その他()) 火災(空中消火・偵察) 災害応急() その他()	
4 発 生 場 所 (発 生 時 間) (事 故 概 要) (目 標) (離着陸場所)	市・町・村 番地 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃	
5 気 象 条 件 (現 場)	視程 m 天候 雲量 (高 m)風向 風速 m/s 気温 °C (警報・注意報)	
6 現 場 指 揮 者	所属・職名・氏名	
7 通 信 手 段 (現 場)	無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現場指揮本部(車)呼出名(コールサイン)	
8 傷 病 者 等	氏 名	年 齢 歳 性 別 男・女
9 傷病名・症状		
10 傷 病 者 搬 送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及 び 目 標 (病院名)	搬送先 所在地 及 び 目 標 (病院名)
11 要 請 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分	
12 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機 関 名 機数 機	

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) コールサイン
2 到着予定時間	令和 年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必 要 資 機 材	
※ その他の特記事項	
航空隊担当者	

様式第2号（第8関係）

緊 急 活 動 速 報

令和 年 月 日現在

要 請 活 動 種 別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他 ()		
要 請 者			
発 生 場 所			
発 生 日 時 [要請日時]	令和 年 月 日 () : 天候 () [年 月 日 () : 天候 ()]		
事 故 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 名	負傷者等 うち重 症 名 中等症 名 軽 症 名	
	行方不明 名		
要 救 護 者 数 (見込み)	名 (名)	救助人員	名
活 動 の 状 況			
その他参考事項			
報 告 者 氏 名		活 動 従 事 者 名	

災 害 状 況 報 告 書

令和 年 月 日

災 害 種 別		(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他 ()			
要 請 者					
発 生 場 所					
日 時 等	発 生	月 日 :	発 生 時 気 象	天 候	
	(要 請)	(月 日 :)		気 温	℃
	収 束	月 日 :		風 速	m/s
				その他	()
災 害 の 概 要		(到着時の状況) (収束時の状況・・・死傷者数、焼損程度等)			
活 動 の 概 要 (数日にわたる場 合は日毎の内容)					
その他特異事項等					
報 告 者 氏 名			連 絡 先		

秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領

（趣 旨）

第1 この要領は、秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第3項及び第17条第5項の規定に基づき、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による第三次医療機関（別表第1）への夜間救急搬送（以下「夜間搬送」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第2 夜間搬送の実施については、要綱に定めるもののほか、秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（以下「緊急運航要領」という。）及びこの要領の定めるところによる。

（夜間搬送の要件）

第3 第3 夜間搬送は、原則として緊急運航要領第3の要件を満たし、かつ、第4の(1)ウの基準に該当する場合で、県北・県南地区救急告示医療機関（別表第2）から第三次医療機関（別表第1）に搬送するときに実施するものとする。

（要請時間）

第4 夜間搬送は、原則として午前8時30分から午後5時15分までに出勤要請があった場合に、実施するものとする。

（指定飛行場外離着陸場）

第5 夜間搬送に当たっては、あらかじめ指定した飛行場外離着陸場（別表第3）を使用して行うものとする。

（夜間搬送の要請）

第6 夜間搬送の要請は、緊急運航要領第5に基づき行うものとする。

（出勤の決定）

第7 第6の要請に基づく出勤の可否については、緊急運航要領第6に基づき決定するものとする。

2 次の各号に掲げる事態が発生したときは、出勤を中止するものとする。

- (1) 出勤時刻直前に機体の不具合が発生したとき。
- (2) 出勤時刻直前に夜間照明装置の不具合が発生したとき。
- (3) 緊急出勤事案が発生し、その対応に時間を要し、夜間救急搬送の要請に応じることが困難になったとき。
- (4) その他不測の事態が発生したとき。

（受入れ体制）

第8 夜間搬送を要請した市町村又は消防事務を所管する事務組合（以下「市町村等」という。）の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 指定飛行場外離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者の搬送先の離着陸場及び第三次医療機関への搬送手配
- (3) 指定飛行場外離着陸場の周辺住民に対する騒音対策
- (4) その他必要な事項

（医師等の搭乗）

第9 夜間搬送を要請した市町村等は、医師等の搭乗については、搬送元と転院先の医療機関の調整状況を確認し、その内容を消防防災航空隊に連絡するものとする。

（報 告）

第10 航空消防活動指揮者は、夜間搬送の状況について、緊急運航要領第8第1項に定める緊急活動速報により、速やかに消防防災航空隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

2 夜間搬送を要請した市町村等の長は、搬送が終了したときは、緊急運航要領第8第2項に定める災害状況報告書により速やかに消防防災航空隊長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成16年11月17日より施行する。

この要領は、平成23年2月1日より施行する。

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

別表第１（第１関係）

第三次医療機関

中央	秋田周辺	秋田大学医学部附属病院 秋田県立循環器・脳脊髄センター 秋田赤十字病院
県南	横手平鹿	平鹿総合病院
計		４箇所

別表第２（第３関係）

県北・県南地区救急告示医療機関

	圏域名	医療機関名
県北地区	大館鹿角	かつの厚生病院 秋田労災病院 大館市立総合病院
	北 秋 田	北秋田市民病院
	能代山本	能代厚生医療センター 能代山本医師会病院 地域医療機能推進機構秋田病院
県南地区	大曲仙北	市立角館総合病院 大曲厚生医療センター 大曲中通病院
	横手平鹿	市立横手病院 市立大森病院 平鹿総合病院
	湯沢雄勝	雄勝中央病院 町立羽後病院
計		１５箇所

別表第３

指定臨時離着陸場（第５関係）

地区	圏域名	名称
県北	大館鹿角	かつの厚生病院ヘリポート 大館市立総合病院屋上ヘリポート
	北 秋 田	大館能代空港（飛行場）
中央	秋田周辺	秋田赤十字病院ヘリポート 秋田大学病院屋上ヘリポート 秋田空港（飛行場）
県南	大曲仙北	大曲厚生医療センター屋上ヘリポート
	横手平鹿	平鹿総合病院ヘリポート
	湯沢雄勝	雄勝中央病院ヘリポート
計		９箇所

緊急離着陸場一覧

※座標は世界測地系
(令和6年11月30日現在)

No.	市町村	名称	所在地	座標（北緯）			座標（東経）			面積 (㎡)	土地の状況 長さ・幅
				度	分	秒	度	分	秒		
1	鹿角市	熊取開拓地	十和田大湯字熊取平地内	40°	22′	6″	140°	55′	49″	5,000	100×50
2		黒森山自然公園	十和田大湯字上内野地内	40°	18′	19″	140°	49′	49″	5,200	80×65
3		かつの厚生病院ヘリポート	花輪字向畑18	40°	13′	9″	140°	47′	3″	400	20×20
4		花輪スキー場	花輪字百合沢地内	40°	11′	13″	140°	49′	18″	7,700	110×70
5		秋田八幡平スキー場	八幡平字熊沢国有林地内	39°	58′	40″	140°	48′	3″	4,900	70×70
6	小坂町	町営野球場	小坂町小坂字砂森地内	40°	19′	34″	140°	44′	31″	6,400	80×80
7	大館市	長根山運動公園駐車場	字東台地内	40°	16′	29″	140°	35′	22″	10,800	250×150
8		大館運動公園(田町球場)	字土飛山地下地内	40°	16′	24″	140°	33′	26″	11,800	118×100
9		東北電力ヘリポート	下川原字上野台地内	40°	14′	22″	140°	31′	30″	2,500	50×50
10		達子森公園多目的広場	比内町達子字前田野地内	40°	13′	15″	140°	33′	55″	5,000	100×50
11		米代川市民広場	外川原字前田23-1	40°	16′	5″	140°	26′	43″	11,200	30×70
12		大館市立総合病院 屋上ヘリポート	豊町地内	40°	16′	25″	140°	33′	18″	480	21×17
13		大館樹海ドーム駐車場	上代野字稲荷台地内	40°	17′	34″	140°	35′	22″	9,800	140×70
14	北秋田市	鷹巣陸上競技場	坊沢字下上野79	40°	14′	02″	140°	21′	24″		130×90
15		米内沢丹平河原	米内沢字柳田地内	40°	07′	24″	140°	22′	34″		90×50
16		阿仁運動場	阿仁水無字畑町東裏76	39°	59′	32″	140°	24′	16″		70×70
17		合川中学校グラウンド	李岱字家向1	40°	09′	28″	140°	18′	49″		130×50
18		北秋田市民病院ヘリポート	下杉字上清水沢16-29	40°	10′	06″	140°	21′	19″		20×20
19		森吉山野鳥獣センター西側駐車場	森吉字森吉山麓高原地内	39°	59′	21″	140°	36′	45″		18×35
20	上小阿仁村	上小阿仁中学校グラウンド	小沢田字上の岱97	40°	03′	38″	140°	17′	40″		100×60
21	能代市	落合球技場・落合第2球場 (旧落合三面球場)	落合字古悪土1	40°	13′	34″	140°	00′	47″		150×250
22		能代消防署西消防出張所 北側駐車場	能代町字下浜	40°	12′	59″	140°	00′	53″		30×30
23		東能代河川緑地	字中島1-5	40°	11′	36″	140°	03′	27″		450×50
24		能代河川国道事務所 東能代防災ヘリポート	鍼淵字一本柳97-1	40°	11′	14″	140°	04′	28″		40×40
25		赤沼公園多目的広場	浅内字赤沼236	40°	10′	12″	140°	00′	56″		130×50
26		米代川河川運動公園	二ツ井町荷上場字柳生 河川敷内	40°	12′	53″	140°	14′	50″		60×40
27		二ツ井野球場	二ツ井町字稗川原113	40°	11′	49″	140°	13′	27″		120×90
28		二ツ井町総合体育館駐車場	二ツ井町字上台60	40°	12′	10″	140°	14′	4″		100×40
29		二ツ井地区河川防災ステーション	小繋地内	40°	12′	55″	140°	15′	34″		20×20
30	藤里町	藤里小学校グラウンド	藤琴字鳥谷場218	40°	16′	17″	140°	15′	50″		100×80
31		藤里中学校グラウンド	藤琴字草刈野137	40°	16′	47″	140°	15′	16″		110×50
32	藤里町	藤里町営藤里スキー場駐車場	字板清水149-1	40°	19′	11″	140°	17′	27″		50×60
33	八峰町	旧八森中学校グラウンド	八森字椿台112	40°	21′	35″	140°	01′	33″		130×50
34		コミュニティグラウンド	峰浜田中字鳥矢場	40°	17′	09″	140°	02′	37″		130×50
35	三種町	琴丘中央公園スカルパ多目的広場	鹿渡字般若台75-1	40°	02′	10″	140°	05′	40″		100×120
36		八竜中学校グラウンド	鶴川字西本田10	40°	05′	54″	140°	00′	13″		200×150
37		惣三郎沼公園多目的広場	森岳字東堤沢72-44	40°	05′	14″	140°	05′	08″		30×40
38	男鹿市	男鹿北中学校グラウンド	北浦北浦字山王林40	39°	58′	04″	139°	46′	38″		120×80
39		男鹿南中学校グラウンド	船川港南平沢字大畑台30	39°	52′	30″	139°	50′	23″		110×90
40		男鹿マリンパーク緑地	船川港船川字海岸通り1-20	39°	53′	06″	139°	51′	18″		400×300

No.	市町村	名称	所在地	座標（北緯）			座標（東経）			面積 (㎡)	土地の状況 長さ・幅
				度	分	秒	度	分	秒		
41	男鹿市	若美中央運動公園球場	角間崎字上台4-1	39°	58′	01″	139°	54′	28″		120×80
42	大潟村	大潟中学校グラウンド	中央5-2	40°	01′	30″	139°	57′	36″		150×100
43		大潟村民野球場サブグラウンド	北2丁目-2	40°	01′	45″	139°	57′	43″		360×360
44	八郎潟町	八郎潟小学校グラウンド	大道111	39°	57′	06″	140°	04′	27″		130×60
45		八郎潟展示館（うたせ館）	川口531-1	39°	56′	54″	140°	03′	26″		80×50
46	井川町	浜井川集会場	浜井川字家の東425-2	39°	54′	37″	140°	04′	49″		80×80
47	潟上市	元木山グラウンド	昭和太久保字元木山根	39°	51′	41″	140°	04′	12″		100×50
48		飯田川南公園	飯田川下虹川字蟹沢12 1外	39°	52′	56″	140°	04′	23″		100×50
49	五城目町	旧五城目小学校	羽黒前26	39°	57′	13″	140°	07′	31″		82×135
50		五城目一中学校	高崎字広ヶ野200	39°	56′	38″	140°	08′	03″		130×50
51		旧大川小学校	大川下樋口字関合13-1	39°	56′	09″	140°	04′	58″		130×50
52		五城目高校	大川西野字田屋下100	39°	56′	21″	140°	06′	22″		130×50
53		五城目消防本部	富津内下山内字奈良崎90-1	39°	56′	54″	140°	8′	03″		60×60
54	秋田市	秋田赤十字病院ヘリポート	上北手猿田苗代沢222-1	39°	41′	14″	140°	09′	04″		20×20
55		旧秋田空港	新屋町割山281	39°	42′	18″	140°	03′	47″		800×40
56		秋田大学病院屋上ヘリポート	本道一丁目1-1	39°	43′	48″	140°	09′	04″		21×21
57		さきがけ八橋野球場	八橋運動公園1-10	39°	43′	12″	140°	05′	49″		90×50
58		秋田厚生医療センターヘリポート	飯島字西袋1-1-1	39°	46′	00″	140°	05′	34″		20×20
59		秋田大学野球場	手形学園町地内	39°	43′	48″	140°	07′	59″		110×90
60		太平洋スキー場オーバス駐車場	仁別字蛇馬目沢地内	39°	47′	15″	140°	13′	10″		110×50
61		県立大学秋田キャンパス 陸上競技場、野球場	下新城中野字街道端西241-438	39°	47′	55″	140°	02′	51″		100×60
62		岩見三内中グラウンド	三内字外川原39	39°	42′	30″	140°	17′	15″		100×100
63		河辺小グラウンド	和田字岡村164	39°	39′	31″	140°	14′	00″		147×120
64		戸島小グラウンド	戸島字本町123	39°	38′	30″	140°	11′	52″		115×100
65		秋田県健康増進交流センター 緑地広場	三内字丸毎1-1	39°	44′	19″	140°	19′	04″		90×30
66		旧大正寺小グラウンド	新波字赤沢32-8	39°	31′	35″	140°	14′	06″		200×150
67		雄和中グラウンド	石田字蟹沢40	39°	35′	34″	140°	10′	18″		200×150
68		秋田防災ステーション	新屋天稗野148-7	39°	42′	34″	140°	04′	28″		50×45
69	由利本荘市	船岡台ヘリポート	船岡字家口台130	39°	20′	46″	140°	02′	01″		30×70
70		鶴舞球場	切道地内	39°	23′	02″	140°	02′	45″		100×100
71		由利本荘市 ポートプラザ・アクアパル河川敷	北裏地54-1	39°	23′	38″	140°	02′	20″		100×50
72		由利組合総合病院ヘリポート	川口字家後38	39°	24′	22″	140°	03′	43″		30×30
73		秋田消防学校グラウンド	岩城内道川字築館1-1	39°	32′	57″	140°	04′	37″		80×80
74		東由利中学校グラウンド	東由利老方字台山86	39°	17′	51″	140°	16′	47″		90×100
75		西目高等学校サッカーグラウンド	西目町沼田字新道下2-142	39°	21′	07″	140°	00′	49″		130×130
76		矢島ふれあい公園	矢島町七日町字羽坂174	39°	13′	55″	140°	08′	16″		80×80
77		矢島高等学校野球場	矢島町立石字長泥35	39°	13′	59″	140°	08′	54″		120×80
78		由利緑地公園野球場	黒沢字山本68	39°	19′	05″	140°	05′	41″		120×120
79		鳥海トレーニングセンター	鳥海町伏見字折切38-3	39°	11′	11″	140°	11′	12″		100×90
80		笹子交流広場「つきやま」	鳥海町上笹子字石神15	39°	06′	04″	140°	17′	11″		45×40
81		由利本荘市消防本部 屋上ヘリポート	美倉町27-2	39°	23′	26″	140°	02′	55″		22×22
82	にかほ市	にかほ市象潟野球場	象潟町字屋敷田42	39°	12′	19″	139°	54′	30″	11,660	120×90
83		象潟グラウンド	象潟町字沖ノ田8-1	39°	14′	00″	139°	54′	50″	21,795	170×100
84		仁賀保高校グラウンド	象潟町字下浜山	39°	14′	00″	139°	54′	50″	28,000	100×100

No.	市町村	名称	所在地	座標（北緯）			座標（東経）			面積 (㎡)	土地の状況 長さ・幅
				度	分	秒	度	分	秒		
85	にかほ市	A S C 野球場	黒川字潟頭33-1	39°	15′	58″	139°	55′	47″	14,300	135×135
86		にかほ市消防本部庁舎前広場	金浦字館ヶ森152	39°	14′	40″	139°	55′	34″	540	20×25
87		にかほ市仁賀保野球場広場	平沢字馬飼森	39°	17′	12″	139°	57′	50″	13,800	180×150
88		象潟中学校跡地	象潟町字浜の田5	39°	12′	14″	139°	54′	23″		90×70
89		鳥屋森運動広場	象潟町関字鳥谷森26-6	39°	11′	36″	139°	54′	53″		110×110
90		旧上郷小学校グラウンド	象潟町小滝字舞台64	39°	11′	26″	139°	56′	46″		100×51
91		旧上浜小学校グラウンド	象潟町大砂川字釜道1-1	39°	09′	32″	139°	53′	54″		130×65
92		潟頭公園	金浦字南金浦	39°	15′	16″	139°	54′	49″		76×70（芝） 74×42（as）
93		潮風公園	平沢字中町101	39°	17′	38″	139°	57′	48″		80×72
94		仁賀保高原芝生広場	馬場字冬師山9-80	39°	13′	59″	140°	00′	16″		61×95
95		釜ヶ台水芭蕉公園	馬場字冬師山8-1	39°	13′	46″	140°	01′	52″		85×54
96	大仙市	大曲西中学校グラウンド	内小友字中沢176-1	39°	26′	18″	140°	26′	25″		100×80
97		雄物川河川緑地運動公園	小貫高畑地内	39°	27′	08″	140°	28′	06″		100×80
98		大曲防災ヘリポート	大曲字向七ツ小屋乙地内	39°	27′	04″	140°	27′	52″		19×16
99		西仙北高校グラウンド	刈和野字北ノ沢鳩山5-1	39°	33′	21″	140°	22′	30″		100×80
100		西仙北緑地公園（野球場）	強首字上野台23-1	39°	32′	32″	140°	19′	29″		120×90
101		八木山運動公園	大沢郷宿字八木山37-1	39°	30′	03″	140°	18′	35″		50×40
102		神岡町農村広場グラウンド	北檜岡町字向堀野地内	39°	29′	43″	140°	23′	39″		90×50
103		南外山村運動公園	南外字梨木田	39°	27′	57″	140°	22′	34″		110×90
104		大仙市仙北健康広場	堀見内字元田茂木61番外	39°	27′	54″	140°	30′	18″		70×40
105		大台スキー場駐車場	太田町川口字大台1-2	39°	31′	09″	140°	39′	15″		80×40
106		奥羽山荘駐車場	太田町太田字惣行大谷地10-5	39°	30′	22″	140°	39′	22″		60×30
107		東分署	三本扇字野沢268-9	39°	29′	02″	140°	35′	23″		50×50
108		協和大盛資料館駐車場	協和荒川字川前9-1	39°	37′	55″	140°	24′	04″		30×30
109		協和スキー場	協和船岡字上庄内230	39°	40′	52″	140°	23′	34″		60×30
110		マインロード荒川	協和荒川字嗽沢12-3	39°	38′	25″	140°	25′	15″		30×30
111		中仙中学校グラウンド	長野字新山5-1	39°	32′	25″	140°	32′	27″		120×50
112		大曲厚生医療センター 屋上ヘリポート	大曲字通町8-65	39°	27′	54″	140°	28′	35″		21×21
113		道の駅 協和 ミヶ森公園	協和荒川字新田表15	39°	37′	03″	140°	21′	54″		65×55
114		大曲防災ステーション	東川字屋敷後151	39°	26′	59″	140°	30′	01″		50×40
115	仙北市	落合河川公園	角館町字西田地内	39°	35′	00″	140°	33′	13″		100×80
116		生保内中学校グラウンド	田沢湖生保内字武蔵野105-1	39°	42′	14″	140°	43′	53″		100×60
117		田沢湖スキー場かもしか駐車場	田沢湖生保内字駒ヶ岳地内	39°	46′	03″	140°	46′	09″		180×40
118		玉川発電事務所グラウンド	田沢湖田沢字蟹沢口	39°	46′	28″	140°	39′	53″		60×60
119		田沢湖高原駐車場	田沢湖生保内字駒ヶ岳	39°	46′	37″	140°	45′	44″		60×40
120		たつこ茶屋前駐車場	田沢湖潟字中山40	39°	41′	55″	140°	39′	47″		80×30
121		玉川ダム下流公園	田沢湖玉川字下水無	39°	49′	35″	140°	38′	38″		40×40
122		市立桧木内小学校グラウンド	西木町桧木内字高屋敷110	39°	44′	28″	140°	35′	27″		100×100
123		大地田農村公園	西木町上桧木内字大地田3-1	39°	48′	52″	140°	35′	00″		100×80
124		戸瀬公園 （プレイパーク戸瀬）	田沢湖玉川字戸瀬の沼の沢	39°	53′	51″	140°	41′	27″		80×30
125	美郷町	千畑大台野広場（野球場）	千屋字大台野1-4	39°	27′	22″	140°	37′	07″		100×100
126		美郷町民の森	六郷東根字潟尻国有林	39°	23′	15″	140°	37′	17″		50×20
127	横手市	平鹿総合病院ヘリポート	前郷字ハツ口3番1	39°	18′	47″	140°	33′	03″		26×27
128		横手記念公園多目的運動公園	南町13	39°	18′	17″	140°	34′	06″		100×60

No.	市町村	名称	所在地	座標（北緯）			座標（東経）			面積 (㎡)	土地の状況 長さ・幅
				度	分	秒	度	分	秒		
129	横手市	秋田ふるさと村第2駐車場	赤坂字富ヶ沢	39°	17′	39″	140°	32′	52″		50×50
130		秋田ふるさと村第4駐車場	赤坂字富ヶ沢	39°	17′	29″	140°	32′	41″		100×40
131		蛇ノ崎橋下流河川敷	蛇ノ崎町地内	39°	19′	2″	140°	33′	47″		50×30
132		増田町河川グラウンド	増田町増田字上川原132-1	39°	11′	41″	140°	33′	05″		100×80
133		西成瀬地域センターグラウンド	増田町荻袋字真当722	39°	12′	12″	140°	34′	37″		40×25
134		大森町多目的広場	大森町字持向 3 8 番 1 号 外	39°	21′	22″	140°	26′	10″		100×70
135		十文字陸上競技場	十文字町十五野新田字坊主沢 2 0 番 1 外	39°	14′	09″	140°	31′	07″		100×60
136		山内小学校	山内土淵字菅生37-1	39°	17′	02″	140°	37′	19″		100×100
137		浅舞陸上競技場	平鹿町浅舞字道川南 1 9 番 1 外	39°	15′	34″	140°	30′	14″		100×70
138		浅舞スポーツセンター駐車場	平鹿町浅舞字野ヶ助 8 0 番 2	39°	15′	35″	140°	29′	19″		80×20
139		雄物川河川敷	雄物川町深井地内	39°	17′	11″	140°	24′	42″		50×50
140		赤坂総合公園	赤坂字大沼沢48	39°	17′	55″	140°	32′	38″		100×50
141		横手北中学校・北小学校	静町鶴田37	39°	19′	39″	140°	32′	52″		200×100
142		横手防災ステーション	新藤柳田字笹崎220	39°	16′	12″	140°	33′	08″		50×45
143	湯沢市	松ノ木河川グラウンド	山田字下新山沖	39°	08′	56″	140°	28′	41″		120×100
144		雄勝中央病院ヘリポート	山田字勇が岡25	39°	08′	50″	140°	27′	13″		15×15
145		市立体育館駐車場	沖鶴地内	39°	10′	26″	140°	28′	52″		60×30
146		多目的広場 (ヘルシーパーク)	沖鶴地内	39°	10′	30″	140°	28′	41″		15×15
147		南中学校グラウンド	南台6	39°	08′	37″	140°	29′	14″		100×100
148		上新田採草地	高松字上新田	39°	00′	53″	140°	36′	41″		50×40
149		高松農村広場	高松字会ノ山5-2	39°	03′	27″	140°	32′	51″		120×100
150		高松地区センター (旧高松小学校)	高松字上地6-2	39°	03′	57″	140°	31′	51″		60×30
151		稲川陸上競技場	三梨字間明田57	39°	08′	41″	140°	34′	24″		100×70
152		役内川河川公園	横堀字六郎川原	39°	03′	24″	140°	26′	47″		100×50
153	湯沢市	旧中山小学校	秋ノ宮字中山222	38°	58′	59″	140°	29′	15″		60×30
154		湯沢市営皆瀬野球場	皆瀬字上小保内3	39°	03′	10″	140°	37′	47″		120×100
155		旧小安小学校	皆瀬字坂ノ上6	39°	01′	16″	140°	39′	07″		60×30
156		湯沢市幡野地区センターグラウンド	金谷字樋口123	39°	11′	12″	140°	27′	49″		80×80
157	羽後町	羽後高校陸上競技場、野球場	字大戸1	39°	11′	29″	140°	23′	58″		陸上競技場100×70 野球場120×100
158		羽後中学校野球場	羽後町字雄勝野1	39°	12′	05″	140°	23′	59″		60×30
159		軽井沢山村広場	軽井沢字下杉沢山5-3	39°	13′	14″	140°	17′	05″		60×40
160		田代福祉センター (旧上到米小学校グラウンド)	上到米字高橋39-6	39°	13′	58″	140°	18′	14″		60×30
161	東成瀬村	総合グラウンド	田子内字上林	39°	10′	39″	140°	39′	14″		100×60
162		ジュネス栗駒スキー場駐車場	椿川字柳沢52-12	39°	09′	38″	140°	43′	34″		60×40

(注) 本表は、離着陸について土地所有者等と事前調整し位置や構造等を登録している「緊急離着陸場」（航空法第81条の2関係）のリストである。

秋田県ヘリコプター等運用調整会議設置要綱

（目的）

第1条 秋田県内における大規模な災害の発生時に、災害対策活動を行うヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立し、災害対策活動の効率的な運用調整及び安全運航確保を図るため、秋田県ヘリコプター等運用調整会議（以下「ヘリ運用調整会議」という。）を設置する。

（組織構成）

第2条 ヘリ運用調整会議の構成は、別表（秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関）のとおりとする。

（所掌事項）

第3条 ヘリ運用調整会議は、次の事項について所掌する。

（1） 平時における所掌事項

- ア 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動についての調査・検討に関すること。
- イ 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の安全運航確保についての調査・検討に関すること。
- ウ 関係機関が保有するヘリコプター等についての情報共有に関すること。
- エ 災害時に活動拠点となる場外離着陸場についての情報共有に関すること。
- オ ヘリコプター等の運航に関する情報交換に関すること。
- カ ヘリコプター等を保有する機関が参加する防災訓練に関すること。
- キ その他ヘリ運用調整会議の目的遂行のため必要な事項に関すること。

（2） 大規模な災害発生時

別途定める「大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、秋田県災害対策本部内に設置されるヘリコプター等運用調整班としてヘリコプター等の運用調整を行う。

（座長）

第4条 ヘリ運用調整会議に座長を置く。

- 2 座長は、秋田県総務部総合防災課長をもって充てる。
- 3 座長は、ヘリ運用調整会議の議事運営の全般を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職を代理する。

（会議）

第5条 ヘリ運用調整会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、座長があたるものとする。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求め意見を徴することができる。

（庶務）

第6条 ヘリ運用調整会議の事務局は、秋田県総務部総合防災課が担当する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、ヘリ運用調整会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表

秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関

	構 成 機 関 名
1	陸上自衛隊東北方面総監部
2	陸上自衛隊第9師団司令部
3	陸上自衛隊第21普通科連隊
4	陸上自衛隊第9師団第9飛行隊
5	海上自衛隊舞鶴地方総監部
6	航空自衛隊北部航空方面隊司令部
7	航空自衛隊航空救難団秋田救難隊
8	国土交通省東北地方整備局
9	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所
10	国土交通省東京航空局 秋田空港・航空路監視レーダー事務所
11	第二管区海上保安本部
12	第二管区海上保安本部 秋田海上保安部
13	第二管区海上保安本部 仙台航空基地
14	秋田県警察本部警備部警備第二課
15	秋田県警察本部警備部警備第二課警察航空隊
16	秋田県建設部港湾空港課
17	秋田県秋田空港管理事務所
18	秋田県大館能代空港管理事務所
19	秋田県健康福祉部医務薬事課
20	秋田赤十字病院
21	秋田県総務部総合防災課
22	秋田県消防防災航空隊

大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画

1 目 的

この計画は、秋田県内で大規模な災害（注1）が発生し、多数のヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）が、災害対策活動に従事する必要がある場合に、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（注1） 大規模な災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象による災害、又は大規模な火事、若しくは爆発、放射性物質、可燃物、薬液等有害物の大量放出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の人為的な事故で、多数の人的・物的被害が発生したもの。

2 ヘリコプター等運用調整班の設置

- （1）秋田県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合に、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、秋田県災害対策本部長の指示により、秋田県ヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運用調整班」という。）を設置する。
- （2）ヘリ運用調整班は、災害時におけるヘリコプター等の安全かつ効率的な活動調整を行うため、別に定める秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関から参集した要員等（以下「ヘリ運用調整班員」という。）で構成するものとする。
- （3）ヘリ運用調整班長は、秋田県防災航空隊副小隊長がその任にあたるものとする。
ただし、秋田県防災航空隊副小隊長に事故あるときは、あらかじめ秋田県総務部総合防災課長が指名した職員があたるものとする。
- （4）ヘリ運用調整班は、設置後速やかに、場外離着陸場一覧等の事前に準備している情報の提供体制を整えるものとする。

3 ヘリ運用調整班員の派遣要請及び参集

秋田県災害対策本部長は、ヘリ運用調整班を設置した場合には、参画機関に対してヘリ運用調整班設置の旨を通知するとともに、ヘリ運用調整班員の派遣を要請するものとする。（注2）

参画機関は、自らの活動に支障を生じない範囲において職員を派遣するものとし、その際、次の情報等を可能な範囲で携えて、秋田県庁第二庁舎4階災害対策本部室に参集するものとする。

- （1）参画機関が収集した災害情報及び映像
- （2）参画機関が既に実施した災害対策活動状況
- （3）参画機関が予定している災害対策活動及び飛行計画
- （4）ヘリコプター等の性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
- （5）その他必要な事項

（注2） 関係様式

- 別紙1「秋田県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧」
- 別紙4「秋田県ヘリコプター等運用調整班活動系統図」
- 別紙5「派遣依頼」
- 別紙6「派遣報告」

4 ヘリ運用調整班の活動調整事項

ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。

- (1) 秋田県災害対策本部及び関係機関との活動連絡調整
- (2) 拠点空港等における受援体制の調整
- (3) 参画機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整（注3）
- (4) 地上支援活動の調整
- (5) 航空燃料の確保及び給油に関する調整
- (6) 参画機関ヘリコプター等の駐機に関する調整
- (7) 他県との広域的な連携及び調整
- (8) その他必要な事項

（注3） 関係様式

別紙2「ヘリコプター等活動振分書」

別紙3「応援航空隊活動表」

別紙4「秋田県ヘリコプター運用調整班活動系統図」

5 参画機関ヘリコプター等の集結場所

参画機関ヘリコプター等の集結場所は、原則として秋田空港及び大館能代空港とする。

6 秋田空港及び大館能代空港における受援体制の調整事項

ヘリ運用調整班は、秋田県災害対策本部及び関係機関と次の事項を調整するものとする。

- (1) 駐機場所の調整
- (2) 通行ゲート開閉に伴う警備員の配置
- (3) 時間外運用の調整
- (4) 航空燃料の確保及び給油方法
- (5) 応援航空隊員等の待機及び宿泊場所の確保
- (6) 空港内配置の調整
- (7) その他必要な事項

7 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項

ヘリ運用調整班は、ヘリコプター等の安全運航を確立するため、次の事項について調整するものとする。

- (1) 安全運航確保のための航空情報（ノータム）
- (2) 参画機関の飛行計画及び災害対策活動
- (3) 使用航空波
- (4) 使用場外離着陸場
- (5) 報道ヘリコプター等の活動
- (6) その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項

8 ヘリ運用調整班の活動終了等

ヘリ運用調整班長は、災害の推移等により、参画機関によるヘリコプター等の災害対策活動等の調整を要しないと認めた場合には、秋田県災害対策本部長にヘリ運用調整班員の任務終了及びヘリ運用調整班の廃止を具申するものとする。

９ 計画の準用

秋田県総務部総合防災課長は、秋田県災害対策本部の設置に至らない災害が発生した場合（注４）であっても、参画機関の保有するヘリコプター等が、秋田県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、この計画を準用してヘリ運用調整班を設置し、適切に対応するものとする。

（注４） 小規模の災害であっても、参画機関の保有するヘリコプター等が、秋田県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合や、隣県又は複数の市町村に関係する災害等で、ヘリコプター等の運用を調整する必要がある場合を想定。

１０ その他

本計画は、参画機関等から提言された場合など、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この計画は、平成２５年２月２０日から施行する。

附 則

この計画は、令和３年３月３１日から施行する。

別紙－1

秋田県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧

	構 成 機 関 名	電話番号
1	陸上自衛隊東北方面総監部	022-231-1111
2	陸上自衛隊第9師団司令部	017-781-0161
3	陸上自衛隊第21普通科連隊	018-845-0125
4	陸上自衛隊第9師団第9飛行隊	0178-28-3111
5	海上自衛隊舞鶴地方総監部	0773-62-2250
6	航空自衛隊北部航空方面隊司令部	0176-53-5463
7	航空自衛隊航空救難団秋田救難隊	018-886-3320
8	国土交通省東北地方整備局	022-225-2171
9	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所	018-864-2293
10	国土交通省東京航空局 秋田空港・航空路監視レーダー事務所	018-886-3161
11	第二管区海上保安本部	022-363-0111
12	第二管区海上保安本部 秋田海上保安部	018-845-1622
13	第二管区海上保安本部 仙台航空基地	0223-22-2891
14	秋田県警察本部警備部警備第二課	018-863-1111
15	秋田県警察本部警備部警備第二課警察航空隊	018-886-3110
16	秋田県建設部港湾空港課	018-860-2541
17	秋田県秋田空港管理事務所	018-886-3362
18	秋田県大館能代空港管理事務所	0186-63-1001
19	秋田県健康福祉部医務薬事課	018-860-1406
20	秋田赤十字病院	018-829-5000
21	秋田県総務部総合防災課	018-860-4565
22	秋田県消防防災航空隊	018-886-8103

別紙－２

ヘリコプター等 活動振分書

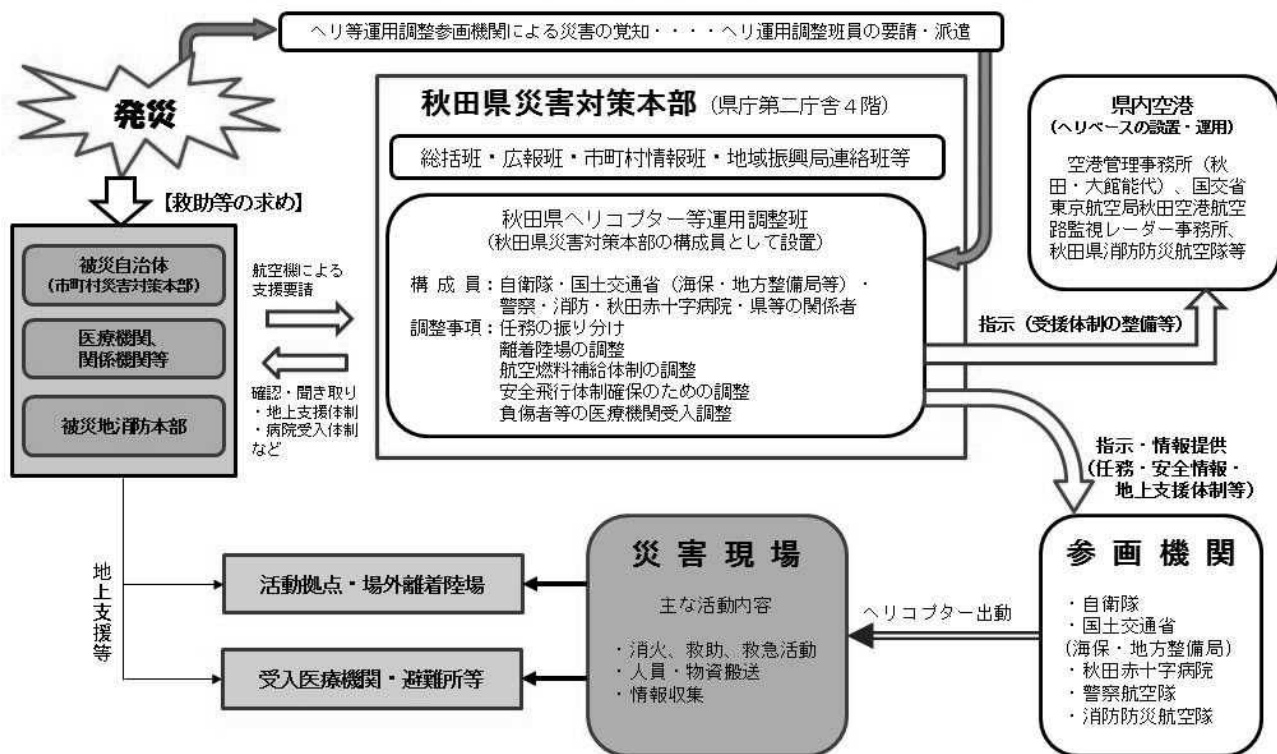
受付番号		任務担当航空機関	
要請機関	TEL 発信者		
災害の種別	暴風 豪雨 豪雪 洪水 高潮 地震 津波 地すべり 山崩れ がけ崩れ 火災 その他（ ）		
要請の内容	情報収集 捜索救助救急 救急患者搬送 医師等の人員搬送 救援物資等搬送 孤立地域被害者搬送 空中消火 後方撮影 そ の 他 （ ）		
県への要請時間	〇〇 年 月 日（ ） 時 分		
発生場所	（市・町・村） （目標） （離着陸場所） GPS座標（日本測地系・世界測地系） N： ° ' " E： ° ' "		
捜索・救助の場合	要救助者	氏名 （男・女） 歳（M・T・S・H・R 年 月 日生） 住所 TEL 職業	
	要救助者に係わる特記事項	※ 既往症など	
災害の概況（事故等の状況、地上の捜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。）			
現場指揮者	所属・職・氏名		
現場との連絡手段	無線等種別 携帯電話等 コールサイン等		

※ ヘリ運用調整班において各機関に活動を振り分ける際に使用する様式である。

応 援 航 空 隊 活 動 表

[illegible]

秋田県ヘリコプター等運用調整班活動系統図



別紙5

〇〇 年 月 日

参画機関の代表者あて

秋田県ヘリコプター等運用調整会議
事務局 秋田県総務部総合防災課長

ヘリコプター等運用調整班への職員の派遣について（依頼）

〇月〇日〇時〇分に発生した〇〇〇による大規模災害に伴い、秋田県災害対策本部長がヘリコプター運用調整班を設置しましたので、「大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、貴所属職員を派遣くださるようお願いします。

つきましては、「大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画」別紙6により報告してください。
なお、集合場所は秋田県庁第二庁舎4階災害対策本部室とします。

担当（報告先）

秋田県総務部 総合防災課
消防保安班 〇〇 〇〇〇〇
電話 018-860-4565 F A X 018-824-1190
E-mail

別紙6

年 月 日 時 分現在

運用調整班への職員派遣報告

参画機関名	
担当課・班（係名）	
担当者職氏名	電話番号

職員派遣の可否	可 ・ 否
---------	-------

派遣職員 職氏名	
出発予定時刻	
到着予定時刻	
使用交通手段	

派遣職員 職氏名	
出発予定時刻	
到着予定時刻	
使用交通手段	

派遣職員 職氏名	
出発予定時刻	
到着予定時刻	
使用交通手段	

秋田県ドクターヘリ及び秋田県消防防災ヘリコプター運航における 東北地方整備局所管敷地の使用に関する協定書

国土交通省東北地方整備局（以下「甲」という。）と秋田県（以下「乙」という。）は、甲が管理する河川敷地及び道路敷地（河川管理者及び道路管理者以外が権限を有し管理する土地を除く。以下「河川敷地及び道路敷地」という。）を、秋田県ドクターヘリ（以下「ドクターヘリ」という。）及び秋田県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）のための離着陸場として使用するにあたって次のとおり協定を締結する。

１．目的

本協定は、ドクターヘリ及び消防防災ヘリによる救急活動を実施する際に、甲が管理する河川敷地及び道路敷地を一時的に使用するためのものである。

２．管理

- (1) 甲は、河川管理及び道路管理の必要の範囲内で河川敷地及び道路敷地の管理を行うこととし、ドクターヘリ及び消防防災ヘリの離着陸場としての特別な整備・維持管理は行わず、甲の使用は乙の使用に対して優先するものとする。
- (2) 甲は、ドクターヘリ及び消防防災ヘリが降雪期においても円滑に離着陸ができるよう、業務に支障の無い範囲で、協力するものとする。
- (3) 乙は、離着陸場として河川敷地及び道路敷地を利用することによる、河川敷地及び道路敷地の管理の義務を負わないものとする。

３．運用手続等

- (1) 河川敷地及び道路敷地の使用にあたっては、ドクターヘリにおいては「秋田県ドクターヘリ運航要領」（平成３０年７月制定）、消防防災ヘリにおいては「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」（平成１１年４月制定）に基づき、現場の安全を確保するものとし、安全が確保できる場合に限り、使用することができるものとする。
- (2) 本協定の対象とする河川敷地及び道路敷地、及び当該敷地を使用する際の使用手続等については、別に定める。
- (3) 河川敷地及び道路敷地を使用した際、要請者側は甲に使用状況報告書をもって報告するものとし、その様式は別に定める。

４．問題・事故等への対応

ドクターヘリ及び消防防災ヘリの運航によって生じた問題及び事故等については、ドクターヘリにおいては「秋田県ドクターヘリ運航要領」により、また消防防災ヘリにおいては乙の責任により対応するものとする。

５．有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月３１日までとし、期間満了の１か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなかった場合は、期間満了の日の翌日から１年間継続するものとし、以後も同様とする。

６．協定の変更

本協定は、甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

7. 応援要請時の取り扱い

本協定は、乙が結ぶ「北東北三県ドクターヘリの広域連携に係る協定」、「秋田県、山形県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定」及び「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定」に基づき出動した、乙以外のヘリについても対象とするものとする。

8. 疑義の解決その他

本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議し、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 国土交通省 東北地方整備局長

乙 秋田県知事

